

京都市災害ボランティアセンター運営サポーター登録及び更新に係る要領

京都市災害ボランティアセンター

1 登録目的

平時から災害ボランティアに関する知識・能力の向上に努めるとともに、京都市内で災害が発生した際には、京都市災害ボランティアセンター（以下、「市災ボラ」という。）の運営者として活動いただくことを目的とする。

2 登録要件

(1) 市災ボラが実施する災害ボランティア入門講座に参加された方で、京都市内に在住の個人等であること。

ただし、災害ボランティア入門講座に参加できない方については、市災ボラが指定する他の手段を履行した場合に限り、受講したものとみなす。

(2) 登録しようとする年度の4月1日現在で満18歳以上であること。

3 登録方法

登録希望票（別紙）の提出をもって登録する。

4 登録者へのフォローアップ

必要に応じ、次の取組を行う。

- (1) 災害ボランティア運営サポーター研修の参加案内
- (2) 市総合防災訓練の参加案内
- (3) 事務局からの情報提供（メーリングリスト等により、各種講座・訓練の案内、市内又は他都市でのボランティア情報等を発信）
- (4) その他市災ボラにて必要と認めた事項

5 登録更新

登録者に対して、年度毎に登録更新の意思確認を行う。

6 保険加入

登録後、被災地での活動が必要と認められた場合において、活動中の事故に備え、市災ボラの経費負担によりボランティア保険に加入する。

7 交通費

被災地支援に係る交通費については、原則自己負担とする。

8 登録個人情報の管理・使用

登録にかかる個人情報は、市災ボラにて管理し、本制度に関わる目的以外の用途では使用しない。